平成２６年（フ）第２０４３号
大阪市平野区平野西３丁目６番31号　ビーバーハイツ208号、前住所大阪市平野区加美北６丁目５番２号
債務者　竹田　あい（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０７４号
大阪市西淀川区御幣島４丁目13番19号　ＳｈａＭａｉｓｏｎ　ｓｏｐｈｉｅ101号室
債務者　神宇知千里
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１１０号
大阪府豊中市桜の町６丁目４番37号
債務者　岸　　義一
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１１１号
大阪府豊中市刀根山３丁目９番25号
債務者　松原　政稔
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１２８号
大阪市西淀川区姫島１丁目24番22―912号
債務者　長尾　祐衣
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１２９号
大阪市中央区谷町６丁目８番２―507号、前住所大阪市中央区東平２丁目１番22―803号
債務者　中野愛子こと　金　　貞玉
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平155番地１　ドエルキンセイ301号
債務者　富田　裕史
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１０７号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平155番地１　ドエルキンセイ301号
債務者　富田　由美
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２００号
埼玉県所沢市御幸町10番12号
債務者　八鍬　義信
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３０号
北海道岩見沢市大和１条７丁目４番地１　ハイムＦＵＶ101号室
債務者　古山なおみ
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第４１号
北海道登別市中登別町220番地７、前住所北海道亀田郡七飯町大中山２丁目10番15号
債務者　前島　忠二
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
福島県会津若松市河東町八田字八田野440番地、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西607番地の３コーポ飯寺201号
債務者　渡部　則彦
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
群馬県藤岡市西平井323番地
債務者　金井　　悟
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２６６号
さいたま市北区今羽町117番地２　今羽団地２号棟701号室
債務者　犬山　　隆
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３４２号
埼玉県朝霞市根岸台２丁目７番15号　ハウス秋本102号室、旧住所埼玉県朝霞市岡１丁目10番30号　メゾンエリーテＢ棟101号室
債務者　八島香緒里
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４１４号
埼玉県川口市大字東内野346番地の７
債務者　田邊　幸恵
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４２６号
埼玉県桶川市坂田東３丁目10番地の14
債務者　亀山　健一
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係